

○和水町企業振興補助金交付要綱

平成29年3月30日

告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町に立地を図る企業に対して助成措置を行い、本町経済の発展、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、その企業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、和水町補助金等交付規則(平成18年和水町規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等とは、次に掲げる施設又は設備(以下「施設等」という。)をいう。

ア 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業、道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業又は情報サービス業の用に供する施設等

イ 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第2条第1項第1号及び第2号に掲げる施設等のうち町長が適当と認めるもの

ウ 町長が産業の振興のために適当と認める施設等

(2) 事業者とは、町内に工場等を新設し、又は増設する者をいう。

(3) 新設とは、町内に工場等を有しない者が新たに町内に工場等を設置することをいう。

(4) 増設とは、町内に工場等を有する者が新たに町内に工場等を設置し、又は移転し、若しくは現有の生産能力などを増大させるために工場等を拡張することをいう。

(5) 投下固定資産額とは、新設し、又は増設をする工場等が事業開始の日までに取得した固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第3号及び第4号に規定するものをいう。)のうち、直接当該工場等の事業の用に供するものの取得価格(消費税を除く。)の合計額をいう。

(6) 新規雇用者とは、新設し、又は増設した工場等の操業に伴い(操業開始から1箇月以内)、当該工場等に新たに1年以上引き続いて常時雇用される者で、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。

(7) 公害とは、事業活動その他人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、

水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業者は、次に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

- (1) 新設の場合 投下固定資産額が1億円以上(土地取得費を除く。)かつ新規雇用者が10人以上の工場等であること。
- (2) 増設の場合 投下固定資産額が5,000万円以上(土地取得費を除く。)かつ新規雇用者が5人以上の工場等であること。
- (3) 工場等の設置及び事業の実施にあたり、公害を発生するおそれのないもの又は公害発生の防止に必要な措置を講じてあり、公害防止に関する法令その他関係法令に違反しないこと。

(対象工場等及び指定の申請)

第4条 町長は、新設され、又は増設された工場等が前条の規定に該当し、新設され、又は増設される地域が適当と認めるときは、当該工場等をこの要綱を適用する工場等(以下「対象工場等」という。)として指定する。

- 2 前項の規定による対象工場等の指定を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、工場等の操業開始前30日までに対象工場等指定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項に規定する申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたときは、当該申請者に対し、対象工場等指定書(様式第2号)を交付するものとする。

(事業計画の変更)

第5条 前条第3項の指定を受けた申請者は、当該工場等の設置の計画を変更しようとするときは、事業計画変更届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(事業開始の報告)

第6条 対象工場等指定書の交付を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、当該対象事業所等の操業開始後30日以内に事業開始報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付対象経費及び補助金額)

第7条 町長は、指定事業者に対し、次に掲げる補助金を新設及び増設それぞれ1回限り交付することができる。

- (1) 用地取得補助金は、指定事業者が新たに取得した土地のうち、町長が対象工場等の事業の用に供すると認める土地(取得後3年以内に建設工事に着手したもの。以下「事業用地」という。)の取得価格に100分の10を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる。)を指定事業者に交付する。ただし、その額が5,000万円を超えるときは5,000万円を限度とする。
- (2) 雇用促進補助金は、指定事業者が雇用した新規雇用者のうち、町内に住所を有する者一人当たりについて各年度10万円を乗じて得た額を3年を限度として交付する。ただし、その額が各年度において当該指定事業者につき500万円を超えるときは500万円を限度とする。
- (3) 設備投資補助金は、指定事業者が新たに投資した施設等(土地を除く。)のうち、町長が対象工場等の事業の用に供すると認める施設等の固定資産に対して賦課される固定資産税(土地を除く。)の算定基礎となる評価額に100分の10を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる。)を指定事業者に交付する。ただし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする指定事業者は、規則第3条の規定により和水町企業振興補助金交付申請書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 規則第3条第2項に規定する添付書類は、和水町企業振興補助金実績報告書(様式第6号)とする。

3 第1項に規定する申請書の提出期限は、当該対象工場等の操業開始後2年以内とする。ただし、雇用促進補助金については、操業の日から1年を経過した日を基準として3箇月以内とし、翌年以降の期限も同様とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 町長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をし、補助金額を確定するものとする。

2 交付決定及び額の確定の通知は、和水町企業振興補助金の交付決定及び額の確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、和水町企業振興補助金交付請求書(様式第8号)によるものとする。

2 前項の規定により請求書の提出があった場合においては、補助金の交付の決定額を3年以内の期間に分割して交付することができる。

3 申請者が前項の規定により定められた期間内において、対象工場等を休止し、又は廃止したときは、当該休止し、又は廃止した年度以後の補助金の交付を行わないことができる。  
(補助金の返還等)

第11条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 工場等の指定の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 工場等を事業のために使用せず、他の用途に供したとき。
- (3) 操業開始後3年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により工場等の指定若しくは補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) その他町長が必要と認めたとき。

(財産処分の制限)

第12条 規則第22条の規定による財産の処分を制限する期間は、次のとおりとする。

財産名	財産の処分を制限する期間
事業用地	土地売買契約後10年間

(証拠書類の保管期間)

第13条 証拠書類の保管期間は、10年とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

和水町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名 印

対象工場等指定申請書

和水町企業振興補助金交付要綱第4条第2項の規定により対象工場等として指定を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 敷地・建物の平面図及び設備の配置図
- (3) 定款及び会社経歴書（個人の場合は不要）
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

和水町長

印

対象工場等指定書

和水町企業振興補助金交付要綱第4条第3項の規定により対象工場等として下記のとおり指定します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 本社の所在地
- 4 代表者氏名
- 5 事業種目
- 6 指定についての条件
  - (1) 年 月 日付けの申請に係る施設等について適用します。
  - (2) 公害関係法令の規定に違反し、勧告及び改善命令に従わない場合においては、対象工場等の指定を取り消します。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

和水町長 様

所在地  
名 称  
代表者氏名 印

事業計画変更届

年 月 日付け 第 号をもって和水町企業振興補助金交付要  
綱第4条第3項の規定により指定を受けた対象工場等につきまして、下記のとおり事業計  
画を変更したいので届出をします。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 変更の内容（当初の計画と変更後の計画が比較できるように記載すること。）
- 4 変更の理由

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

和水町長 様

所在地

名 称

代表者氏名

印

事業開始報告書

年 月 日付け 第 号をもって和水町企業振興補助金交付要綱第4条第3項の規定による対象工場等として指定を受けました当工場等は、下記のとおり事業を開始しましたので報告します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 着工年月日  
完了年月日
- 4 操業開始年月日
- 5 操業開始時における従業員数

区 分	男	女	合 計
新規雇用従業員数(A)			
(A)のうち町内居住者数(B)			
(B)のうち正規従業員数(C)			
総従業員数			

※新規雇用従業員数には、操業開始日から30日以内に雇用開始した従業員を含む。

- 6 添付書類（その他町長が必要と認める書類）

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

和水町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名 印

和水町企業振興補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号をもって指定を受けた下記工場等について和水町補助金等交付規則第3条及び和水町企業振興補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象工場等の名称
- 2 操業開始年月日
- 3 申請する補助金区分 用地取得・雇用促進・設備投資
- 4 補助金額の算定基礎等

(1) 用地取得補助金

取得年月日	年 月 日
面積(A)	m <sup>2</sup>
(A)のうち工場用地面積	m <sup>2</sup>
(A)の取得価格	円

(2) 雇用促進補助金 (交付年度の区分：初年度・第2年度・第3年度)

区分	男	女	合計
新規雇用従業員数(A)			
(A)のうち町内居住者数			
(B)のうち操業開始から引き続き常時雇用の 正規従業員数			

(3) 設備投資補助金

区 分	取得価格合計額	課税標準額	自己取得 賃借の別
工場等建物(家屋)		円	
償却資産		円	

5 添付書類

- (1) 町税納税証明書（未納のない旨を証明するもの。）
- (2) 用地取得補助金については、土地売買契約書の写し及び登記簿謄本
- (3) 雇用促進補助金については、町内居住新規雇用従業員の雇用保険被保険者を証する書類
- (4) 新規雇用従業員のうち町内居住者の住民票の写し及び在職を証する書類
- (5) 設備投資補助金については、設備投資一覧表、投下固定資産に係る公課証明書  
工場等建物の工事契約書又は報告書等の写し及び機械装置購入領収書等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

和水町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名 印

和水町企業振興補助金実績報告書

和水町企業振興補助金交付要綱第8条第2項の規定により関係書類を添えて提出します。

記

- 1 対象工場等指定書の日付及び番号
- 2 事業種目
- 3 工場等の名称
- 4 工場等の所在地
- 5 補助金額算定基礎

- (1) 事業用地の取得面積 ㎡
- (2) 事業用地の土地売買契約額 円
- (3) 投下固定資産評価額 円
- (4) 新規雇用者数 人

(内訳)

ア 町内での新規雇用に伴う者	人
イ 町外からの新規雇用に伴う者(補助対象外)	人
ウ 町外からの配置転換に伴う者(補助対象外)	人

- 6 添付資料 事業実施報告書  
その他町長が必要と認める書類

様式第7号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

和水町長

印

和水町企業振興補助金の交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました和水町企業振興補助金については、和水町補助金等交付規則第4条の規定により金 円を交付し、併せて同規則第14条の規定により同額に確定しましたので通知します。

なお、和水町企業振興補助金交付要綱第11条の規定により、操業開始後3年以内に事業を休止し、又は廃止した場合、町長は、交付した補助金の返還を命ずることができること、並びに和水町補助金等交付規則第22条及び和水町企業振興補助金交付要綱第12条の規定により、本補助金対象の事業用地を期間内に処分する場合には、事前に町長の承認が必要なことを申し添えます。

記

年度 補助金交付額（確定額）： 円

内訳：用地取得補助金額（円）

雇用促進補助金額（円）

設備投資補助金額（円）

様式第8号(第10条関係)

和水町企業振興補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった和水町企業振興補助金として、下記の金額を交付されるよう和水町企業振興補助金等交付要綱第10条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店 支所
口座名義 (カナ)		
預金種別	1. 普通・総合 2. 当座預金	
口座番号		

年 月 日

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名 印

和水町長 様

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)